

(広報資料)

平成30年7月9日
京都市都市計画局
〔担当 都市企画部都市計画課〕
〔電話 222-3505〕

第66回京都市都市計画審議会の開催について

京都市では、都市計画法に基づき都市計画案の調査審議を行うため、京都市都市計画審議会を設置しています。

この度、第66回京都市都市計画審議会を下記のとおり開催しますので、お知らせします。

記

1 日 時

平成30年7月31日(火) 午後1時30分～

2 開催場所

ANAクラウンプラザホテル京都 2階「平安」

(京都市中京区堀川通二条下ル土橋町10番地)

(地下鉄東西線二条城前駅 2番出口から北へ徒歩約1分)

電話 231-1155

3 付議案件(予定)

- (1) 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画) 地区計画の変更について
(京都市決定)(瓜生山学園地区地区計画)
- (2) 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画) 道路の変更について
(京都市決定)(3・3・184号 鴨川東岸線)
- (3) 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画) 道路の変更について
(京都市決定)(3・4・136号 桂寺戸線)
- (4) 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画) 道路の変更について
(京都市決定)(3・4・183号 牛ヶ瀬勝竜寺線)
- (5) 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画) 公園の変更について
(京都市決定)(8・3・35号 大宮公園)

4 会議の傍聴

- (1) 傍聴定員

15人

※ 記者席は別途設けます。

(2) 傍聴手続

傍聴の受付は、当日の午後1時から午後1時15分まで会場受付で行い、傍聴希望者が定員を超えた場合は、抽選により傍聴者を決定します。

(3) その他

京都市都市計画審議会運営要綱第2条第1項に基づき、審議会が公開すべきでないとする場合は、当日非公開となる場合があります。

5 会場周辺図



地下鉄東西線二条城前駅 2番出口から北へ徒歩約1分

※ 公共交通機関を御利用のうえ、お越してください。

<付議案件について>

1 瓜生山学園地区地区計画の変更について

(1) 趣旨

平成13年11月に地区計画を定めている、京都造形芸術大学の施設が立地する地区において、文化・芸術を基軸とした特色ある保育教育の環境を拡充することにより、保育の質と量の確保や保育教育者の育成機能の更なる増進を図りつつ、瓜生山等の周辺環境と調和した大学教育環境の更なる充実を図るため、地区計画を変更するものである。

(2) 変更の概要

	新	旧
建築物等の用途の制限	<p>第一種低層住居専用地域以外の地域又は区域にあつては、次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <p>1 大学 2 寄宿舍 3 保育所 4 前各号に掲げる建築物に附属する建築物 5 バス停留所の上屋</p>	<p>第1種低層住居専用地域以外の地域又は区域にあつては、次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <p>1 大学 2 寄宿舍 3 前各号に掲げる建築物に附属する建築物 4 バス停留場の上屋</p>
土地の利用に関する事項	<p>計画図に表示する区域については、樹林地又は草地として保全する。</p>	

2 道路の変更について（3・3・184号 鴨川東岸線の変更）

都市計画道路鴨川東岸線は、鴨川左岸を十条通から出町柳まで南北に結ぶとともに、京都高速道路「新十条通」と都心のアクセス道路として重要な主要幹線道路であり、これまで塩小路通から出町柳までの区間を整備した。

現在は、十条通から塩小路通までの区間で順次整備を進めている。

本都市計画は、都市計画道路鴨川東岸線を一部西側へ変更し、既成市街地環境を保持しつつ、合理的な線形とすることで、都市の健全な発展に寄与するものである。

3 道路の変更について（3・4・136号 桂寺戸線の変更）

向日市域における都市計画道路の変更に伴い、京都市域においても名称等を変更し整合を図るものである。

4 道路の変更について（3・4・183号 牛ヶ瀬勝竜寺線の変更）

向日市域における都市計画道路の変更に伴い、京都市域においても名称等を変更し整合を図るとともに、構造形式等を新たに定めるものである。

5 公園の変更について（8・3・35号 大宮公園の変更）

大宮公園は、北区大宮西脇台町に位置する約2.08haの交通公園である。

本公園は、自動車交通の急速な進展に伴い、交通に関する知識や正しい交通ルールを身につけることができる施設として昭和44年に整備された本市唯一の交通公園である。

近年、本公園の周辺を含む京都市北区の北山通以北において、宅地化が進み、北部地域の効果的な消防・救急体制の強化や施設の適正配置が必要となるとともに、老朽化した現在の北消防署の移転整備が必要となっている。そこで、本市では、北区北部地域に対する消防・救急活動のバランスが優れたエリアにある本公園の区域の一部に新しい北消防署の整備を計画している。

北消防署の移転計画を契機として、公園施設の老朽化などの課題のあった大宮交通公園のあり方を検討した結果、これまでの大宮交通公園の位置づけは継承しつつ、現在の交通問題に沿った、自転車の安全教育を中心とした、新たな交通学習施設の整備が必要となった。

以上を踏まえ、本都市計画は、大宮公園の区域の一部において、北消防署と公園機能を一体的に整備した上で、自転車の交通学習機能を中心とした公園として再整備することにより、本公園のレクリエーション機能や防災機能の向上を図り、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保しようとするものである。